

# 平成30年4月1日から 静香苑(火葬場)の使用料等が変更になります

問 住民福祉課 住民係 ☎62-9112

諏訪市・茅野市・富士見町・原村（諏訪南行政事務組合）で運営している静香苑（火葬場）は開所から36年が経過し施設が老朽化していることから、平成28年度に長寿命化を図る大規模改修を行いました。今後は、火葬件数の増加に伴い斎場運営費も増加が見込まれています。このような状況から、施設の延命を図りつつ、安定した運営を行う必要があるため使用料の見直しを行いました。

## ●見直しの基本的な考え

負担の公平性の見地に立ち、組合組織市町村内の方には既に施設整備や運営にかかる経費を税金として負担していただいていることから運営経費の一部を負担していただき、組合組織市町村以外の方には静香苑の運営にかかる全体経費を使用料として負担していただくことを基本としました。

## ●使用料の区分

「組織市町村内」と「組織市町村外」の区分は、亡くなられた方の住所によります。

## ●住所地特例について

亡くなられた方が、次に該当する場合は、組織市町村内の使用料を適用します。

- ①組織市町村内の諏訪広域連合介護保険の被保険者が、組織市町村外の介護保険法に規定する住所地特例対象施設に入所し住民登録していた場合
- ②組織市町村の介護給付等の支給決定を受けていて、組織市町村外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定施設に入所し住民登録していた場合
- ③組織市町村内に本籍地を有し、大学進学や単身赴任等で組織市町村外に住居登録していて、静香苑使用許可申請者が組織市町村内に住民登録している場合

※①、②に該当される方は、静香苑使用許可申請時に必ず、介護保険証、または障害福祉サービス受給者証を提示してください。

## ●火葬する日が平成30年4月1日から、新しい使用料になります。

## ●新しい使用料一覧表

区 分	使 用 料			
	13歳以上	13歳未満	死胎(したい)	胞衣(えな)
組織市町村内	10,000円	7,000円	4,000円	2,000円
組織市町村外	50,000円	35,000円	20,000円	10,000円

# 道路除雪作業にご理解・ご協力をお願いします

問 建設課 建設係 ☎62-9212

町では、主要な幹線道路の除雪作業を建設業者に委託し行っています。しかしながら町だけでは十分な対応ができません。区内・集落内の道路や通学路など、交通の安全を確保するために皆様のご協力をお願いします。

## 除雪等の出動の目安

- 業者による除雪は、積雪量が10cmを超えた時、または10cmを超えると予想される場合（積雪状況により6～7cm位から出動）に実施します。



## 地域の皆様や事業者様へ除雪協力をお願い

- 町で除雪する路線以外の生活道路（道路・歩道・横断歩道橋・通学路等）は、各集落・地域・PTAの皆様のご協力により除雪をお願いします。
- 各集落、地域における雪捨て場の確保をお願いします。
- 除雪は積雪状況により順次行います。通勤・通学前には完了させるように心がけています。
- 除雪により玄関先に寄せられた雪は、地先の皆様にて適宜、寄せていただくようお願いします。